

2026年度（令和8年度）生徒指導規程

福山市立城東中学校

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2条

生徒が主体的に活動するためのルールは、生徒が主体となって考え、創り、守るためのものであり、生徒の思いを大切にしつつ、ルールの必要性も理解されなければならない。したがって、変遷する社会情勢を踏まえた上で、生徒の総意が生かされるように、必要に応じて改正する。

第3条

この規程の運用について、生徒個々に応じて考慮すべき事柄があるときは、特別な配慮を行う場合がある。

第2章 学校生活に関すること

第4条（服装）

校内外の学習活動及び登下校（休業日を含む）の際は、学校が定める服装とする。

- （1）制服 上着 ブレザー。
 シャツ 半袖・長袖カッターシャツ。
 その他 スラックス・スカート・ネクタイ・リボン・セーター。
- （2）通学靴 白の運動靴。
- （3）靴 下 白・黒・紺のスクールソックス。
- （4）上履き 学校指定のシューズ
- （5）ネーム 制服の左胸につける。
- （6）防寒具 ウインドブレーカーは学校指定のもの。
 登下校時にマフラー、ネックウォーマー、手袋は着用可。
- （7）体操服 学校指定のもの。
- （8）通学カバン 学校指定の第一カバンと補助カバン。

第5条（頭髪）

健康や学校生活に支障がない、清潔で自然な髪形をする。

第6条（その他）

- （1）自転車通学は、許可願・誓約書を提出し、学校が許可した生徒とする。
- （2）学校生活に必要なものを持って来ない。